

群馬県卸売市場法関係事務処理要領

令和元年12月19日推第26-1号

(趣旨)

第1条 卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)、卸売市場法施行令(昭和46年政令221号。以下「政令」という。)及び卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)に基づき、卸売市場の開設者が知事に対して行う申請、届出及び報告書の提出等は、この要領によるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ法、政令及び省令に定めるところによる。

(申請書等の提出)

第3条 開設者が法、政令及び省令に基づき、知事へ提出しなければならない申請書等については、別表1のとおりとする。

(申請書等の様式)

第4条 法及び省令において、都道府県が別に定めることが出来ることとされている様式は、別表1のとおりとする。

(認定証の交付)

第5条 知事は、法第十三条の認定をしたときは、開設者に対し、別表1で定める認定証を交付するものとする。

2 開設者は認定証を破り、汚し、又は失つたときは別表1で定める再交付申請書により再交付を受けることができる。

(申請書等の部数)

第6条 申請書等の部数は、正本1通、副本1通とする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 法第13条第1項の認定を受けようとする開設者は、この要領の施行日前においても、法附則第3条第3項の規定により、申請をすることができる。

附則

この要領は、令和3年1月15日から施行する。